

令和6年度指定管理者業務評価結果

1. 評価対象施設

表1の23施設を対象として、業務改善及び次年度事業の業務計画に反映させていくことを目的に、下記の報告等を基に評価を実施した。

- ①指定管理者から提出された年間事業報告書 ②指定管理者業務総括評価調書

【表1 指定管理者制度導入施設】

施設名	施設数	指定管理者	所管課	R7年度で 期間終了
障害者デイサービスセンター「さくら」	1	瑞浪市社会福祉協議会	社会福祉課	○
児童センター・児童館	4	瑞浪市社会福祉協議会	こども家庭課	○
子ども発達支援センター「ぼけっと」	1	瑞浪市社会福祉協議会	こども家庭課	○
市民福祉センター「ハートピア」	1	瑞浪市社会福祉協議会	社会福祉課	○
在宅老人デイサービスセンター	2	瑞浪市社会福祉協議会	高齢福祉課	○
老人憩いの家	3	瑞浪市社会福祉協議会	高齢福祉課	○
自然ふれあい館	1	釜戸町まちづくり推進協議会	商工観光課	
釜戸公民館	1	釜戸町まちづくり推進協議会	生涯学習課	
日吉公民館	1	日吉町まちづくり推進協議会	生涯学習課	
稲津公民館	1	NPO法人 明日の稲津を築くまちづくり推進協議会	生涯学習課	
陶公民館	1	陶町明日に向かって街づくり推進協議会	生涯学習課	○
市民図書館	1	NPO法人 こまどり会	生涯学習課	
地域交流センター「ときわ」	1	NPO法人 みずなみ常盤座	都市計画課	
農産物等直売所「きなあた瑞浪」	1	みずなみアグリ株式会社	農林課	
大湫公民館	1	大湫町コミュニティ推進協議会	生涯学習課	○
大湫町旧森川訓行家住宅	1	大湫町コミュニティ推進協議会	商工観光課	○
産業振興センター	1	瑞浪陶磁器卸商業協同組合	商工観光課	

※心身障害者小規模授産所、老人作業所（2ヶ所）、軽費老人ホーム白寿荘は平成22年度で廃止。斎場は平成25年度より市直営にて管理、児童センター・児童館（宮前児童館：平成26年度閉館→南小田児童館：平成27年度開館）

2. 評価結果の概要

(1) 利用状況

指定管理者制度の導入施設は、前年度と変わらず23施設となっている。制度導入施設の全体利用者数は、前年度と比較して106.7%、約5万人と増加し、利用者の総計は、コロナ禍前に近い水準と回復傾向にある。しかしながら、コロナ禍前の5～7割程度しか利用者がいない施設も複数あり、利用者をいかに増加させるのかが課題である。

23施設のうち、前年度比較で、利用者数が増加した施設が14施設、減少した施設が9施設となった。増加した施設が多いのは、令和5年5月より新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、これまで休止、縮小していた事業を数年ぶりに再開したことや、コロナ禍に培われたノウハウを活用し、事業内容の見直しを柔軟に行い、実施したことが挙げられる。

各施設においては、利用者アンケート等を踏まえ、自らが工夫を凝らすことで、利用者数の回復を目指し、利用者のニーズに応えようという姿勢が見られる。

今後も、各施設において事業の見直しや実施方法の検討を行うなど、柔軟な対応と継続利用者の確保、新規利用者獲得のための取り組みが求められている。

(2) 管理運営状況

利用者の意見等聴取は、アンケート調査、懇談会、運営委員会等の手段により、すべての施設で実施された。特にアンケート調査については、サービス向上と利用者拡大に繋がる方策として各施設に実施を求めており、今回の報告でもアンケート結果により利用者のニーズを掘り起こし、利用者拡大に繋げている例が見受けられた。今後も継続的な取り組みにより、施設利用者の満足度を把握することで、施設のサービス向上と利用者拡大が期待できる。

なお、所管課の現地検査等による管理状況の評価は、良好であった。

(3) 提案事項の達成状況

すべての施設において、提案事項についての取り組みが着実に行われている。

利用者については、少子高齢化、人口減少が進む中、利用者の増加に向けた取り組みを工夫して行っている。また、施設単独ではなく、近隣施設や類似施設、関係団体との連携を行い、利用者 に即したサービスや事業の多様化への取り組みを行っている。

(4) 評価

前年度の課題に対する取り組みは、ほとんどの施設で行われており、また、次年度に向けた課題も認識されている。課題に対する取組が十分でない施設においても、課題を的確に認識し、次年度に向け課題克服の姿勢が見られる。施設管理、事務処理、利用者対応など項目ごとに自己評価及び担当課評価も行っており、各施設において良好に管理され、適切な指定管理運営を図るよう努めている。

すべての施設で、利用者から指定管理者への満足度は高く、本制度は概ね順調に運用されていると評価できる。

3. 今後の取り組み

令和7年度は、15施設が指定管理期間の最終年度を迎えることから、更新手続きを行う。